

# 津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第24回）

日時：令和3年1月8日（金）16:30～  
場所：大会議室

## 1 開会

## 2 議題

（1）国・県・市の対応状況について（事務局）

（2）感染症拡大防止について【改定案】（事務局）

（3）報告事項

・学校に感染者が出た場合等の対応について（教育委員会）

・幼稚園等に感染者が出た場合等の対応について（こども保健部）

（4）その他

## 3 閉会

## 津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

	氏 名	役職
津山市長	谷口 圭三	本部長
津山市副市長	山田 賢一	副本部長
津山市教育委員会教育長	有本 明彦	副本部長
津山圏域消防組合消防長	池上 真司	副本部長
企画財政部長	野口 薫	
総務部長	玉置 晃隆	
総務部参与	落合 勉	
総務部参与	森上 譲	
税務部長	左居 薫	
環境福祉部長	森山 誠二	
環境福祉部参与	藤井 浩次	
こども保健部長	飯田 早苗	
産業文化部長	明楽 智雄	
産業文化部参与	今村 弘樹	
農林部長	福島 康弘	
都市建設部長	岡部 卓史	
地域振興部長	二宮 俊幸	
水道局長	山本 将司	
教育次長	栗野 道夫	

### 【関係機関】

津山市医師会長	宮本 亨	
津山中央病院 総合内科・感染症内科 特任部長	藤田 浩二	
岡山県美作保健所 企画調整情報課 副参事	福原 芳恵	

### 【事務局】

こども保健部次長	鏡 真由美	
こども保健部次長	馬場 陽子	
こども保健部次長	平井 良幸	
こども保健部次長兼健康増進課長	谷口 克典	
健康増進課企画参事	久永 知明	
健康増進課主幹兼保健指導係長	大杉 慎二	
健康増進課主幹	安本 勝博	
健康増進課主査	野村 知恵子	
健康増進課主任	浦上 雅彦	
健康増進課主任	樋口 夕季	
健康増進課主任	堀 正治	
総務部次長兼危機管理室長	高見 典幸	

## (1)国・県・市の対応状況

### 1) 国の対応状況 (12月25日以降)

- ・12/28 第50回新型コロナウイルス感染症対策本部  
⇒最近の感染状況等について
- ・1/5 第20回新型コロナウイルス感染症対策分科会の開催  
⇒新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言について
- ・1/7 第51回新型コロナウイルス感染症対策本部  
⇒緊急事態宣言の決定  
区域：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県  
期間：令和3年1月8日から令和3年2月7日まで

### 2) 県の対応状況 (12月25日以降)

- ・1/8 第32回岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催

【県内で確認された新型コロナウイルス感染者】 令和3年1月6日現在

合計	入院中 (入院予定含む)	宿泊療養施設 に入所中	自宅療養中	退院者等	死亡	
						うち重症者
1,583	142	9	49	136	1,241	15

### 3) 市の対応状況 (12月25日以降)

- ・12/25 「第23回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の開催  
⇒年末年始の感染予防について協議
- ・12/29～ 新型コロナウイルス感染症対策本部総合相談窓口の年末年始の開設（1/3まで）
- ・1/8 「第24回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の開催

【津山市内での患者発生状況】

- ・106例（令和3年1月8日現在）

【県内クラスター発生状況（津山市関係のみ抜粋）】 令和3年1月7日現在

	初発例の 発表日	市町村	発生機関	クラスター人数 (他市町村含む)
県内5例目	10/20	津山市	医療機関	24
県内7例目	10/24	津山市	飲食店	5
県内8例目	10/27	勝央町	事業所	30
県内9例目	11/1	津山市	学校	6
県内11例目	11/6	津山市	高齢者入所施設	5
県内27例目	12/19	津山市	高齢者入所施設	19
県内29例目	12/21	津山市	学校	7

# 感染症拡大防止について【改定案】

令和3年1月8日

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、次のポイントにご留意ください。

## 【生活場面での注意点】

- ・新しい生活様式（手洗い、手指消毒、マスク着用、消毒液の携帯、人との距離の確保など）を徹底する。
- ・長時間、大人数での飲食は控える。
- ・会話や食事は、真正面や真横を避け、斜め向かいに座るなど、席の間隔を空ける。
- ・食事中の会話は避け、歓談中もマスクを着用する。
- ・症状があるときは、速やかに受診して検査を受け、家族に接触しない。
- ・暖房と組み合わせ、窓を開けるなど、適切に換気をする。
- ・休憩室、更衣室など居場所が替わるときは、気が緩むため、特に注意する。
- ・発熱などがある場合は、仕事や学校を休む。

## 【外出に向けての注意点】

- ・緊急事態宣言が出されている地域との不要不急の往来は控える。
- ・帰省や旅行など、県境を越えての移動は、移動先の流行状況を確認して慎重に検討する。
- ・業種別ガイドライン等を遵守していることが確認できない施設、店舗等の利用を控える。
- ・接待を伴う飲食店やカラオケでは、感染予防に注意する。
- ・高齢の方は、できるだけ人混みを避ける。また、スーパーマーケットなどは混雑しない時間に利用する。
- ・高齢者と接する機会のある方は、細心の注意を払って行動する。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（C o c o a）の登録をする。

## 2 イベント等を開催する場合、次のポイントにご留意ください。

### 【イベントなど自粛するもの】（3つの密に該当するもの）

- ・多数の人と1メートル以上距離がとれない場所で会話するなど、密に接するもの
- ・天井の低い会議室等閉鎖空間で多数の人が密集して、長時間過ごすもの
- ・全国規模のもの、または流行地域などからの参加が見込まれるもの
- ・流行地域において実施するもの

### 【イベント等開催時に必要な感染防止策等】

- (1) 感染防止（手洗い、手指消毒、マスク着用、消毒液の設置、注意喚起チラシ等の掲示、参加者が共通に触れる場所・設備等の消毒）を徹底する。
- (2) 屋内で実施する場合は、感染拡大を防止するために密閉・密集・密接の「3つの密」をできる限り避ける取組を徹底する。
  - ・こまめに換気を行う（1時間に2回程度）。
  - ・人を密集させない環境を確保する（会場の広さを確保する。又は、会場に入る定員を少なめにする）。
  - ・人との距離が近い対面での会話などが一定時間以上続かないよう工夫する（お互いの距離を1メートル以上あける）。
  - ・お互いの距離が取れない場合は、パーテイション等の活用も検討する。
- (3) 適切な感染防止策に関する業種別ガイドラインを参考にする。
- (4) 体調不良の方（風邪のような症状がある方）には参加の自粛を要請する（参加者やスタッフの健康管理を徹底する）。
- (5) 感染者が発生した場合に備えて、参加者名簿の作成やアプリ（もしサポ岡山）の活用などにより連絡先を把握する。
- (6) イベント等の開催にあたっては、令和2年11月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」に基づいた対応とする。
- (7) 地域のお祭りや行事などについては、十分な間隔の確保や、来場者の人数管理などの対策を行う。

※ なお、この内容は今後の状況をふまえ、変更する場合があります。

### (3) 報告事項

## 学校に感染者が出た場合等の対応について(改訂版)

令和3年1月8日  
津山市教育委員会

令和2年12月3日に国が示した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂を踏まえ、「学校に感染者が出た場合等の対応について」並びに「学校において新型コロナウイルス感染症等が発生した場合のフローチャート」(いずれも令和2年7月31日 津山市教育委員会発)を廃止し、次の方針に基づき対応する。

### 1 学校で感染者が発生した場合(初動対応)

#### (1) 児童生徒及び教職員の感染が判明した場合であっても、原則臨時休業を実施しない。

ただし、学校内における濃厚接触者の特定に時間要するなど個別の状況に応じて、保健所をはじめ関係機関と相談のうえ、臨時休業を実施する場合がある。

##### 【直ちに臨時休業としない理由】

これまで、感染者が判明した時点で直ちに臨時休業を行うこととしていたが、特に小学校及び中学校については、家庭内感染が大部分であること、10代以下では、罹患率が他の年代と比べて低いこと等の状況を踏まえ、感染リスクの高い活動の見直し等を行いながら、上記の対応とする。

#### (2) 臨時休業を実施する場合、その対象は学校内での感染拡大の可能性が高い場合や、感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級単位、学年単位または学校全体とする。なお、その期間については、濃厚接触者が特定された段階で保健所をはじめ関係機関と相談し決定する。

#### (3) 児童生徒及び教職員が濃厚接触者として特定された場合、原則として当該児童生徒を2週間の出席停止(教職員は職務専念義務の免除により出勤させない)とする。

### 2 津山市で感染経路の不明な感染者が増加している場合

地域で感染経路の不明な感染者が増加しているなど、警戒度を上げなければならぬ場合であっても、市域内の一斉臨時休業は直ちには実施しない。ただし、社会経済活動全体を停止するような場合や、あるいは全国的な感染拡大の状況により、国、県からの休業要請があった場合には、要請内容を勘案し、一斉臨時休業の期間・態様を検討する。

### 3 臨時休業を実施する場合の留意点

臨時休業の期間・態様については、児童生徒、教職員の学校内での活動状況、接触者の多寡、地域における感染経路など個別の事情を把握し、こども保健部、学校医、津山市医師会及び県教育委員会等の関係機関から情報提供等を得ながら、判断するものとする。

休業期間が長期化する場合には、児童生徒等の学びを保障する観点から、分散登校による任意の登校日(自主登校日)を設けることなどにより、感染リスクを可能な限り低減しつつ、登校の機会を設けるなどの工夫やオンラインによる指導等の検討を行うこととする。

令和3年1月8日

こども保健部

## 幼稚園等に感染者が出た場合等の対応について（改訂版）

### 1 市立幼稚園・保育園（所）・認定こども園

#### （1）園児及び職員のいずれかの感染が判明した場合

- ①園児・職員の感染が判明しても、ただちに全園の臨時休園とはしない。  
※ただし、園内における濃厚接触者の特定に時間要するなど、個別の状況に応じて、保健所や関係機関と相談のうえ、臨時休園を実施する場合がある。
- ②臨時休園を実施する場合の対象は、園内での感染拡大の可能性や範囲に応じて、クラス単位または園全体とする。なお、その期間については、濃厚接触者が特定された段階で保健所をはじめ関係機関と相談し決定する。

#### （2）送迎している保護者等の感染が判明した場合

園内での活動状況、接触者の多寡、地域における感染経路など個別の事情を把握し、市対策本部や保健所等の関係機関からの情報提供等を得ながら判断する。

#### （3）園児及び職員が濃厚接触者として特定された場合

- ①原則として、当該園児や職員に登園（出勤）を避けるよう要請する。
- ②登園（出勤）を避ける期間は、保健所の健康観察を受けている期間とし、当該園児を出席停止とする。

### 2 放課後児童クラブ

#### （1）利用児童及び職員のいずれかの感染が判明した場合

- ①児童・職員の感染が判明しても、ただちに臨時閉所を実施しない。  
※ただし、クラブ内における濃厚接触者の特定に時間要するなど、個別の状況に応じて、保健所をはじめ関係機関と相談のうえ、臨時閉所を実施する場合がある。
- ②臨時閉所を実施する場合の対象は、クラブ内での感染拡大の可能性や感染の範囲に応じて、クラス単位または児童クラブ全体とする。なお、その期間については、濃厚接触者が特定された段階で保健所をはじめ関係機関と相談し決定する。

#### （2）利用児童及び職員が濃厚接触者として特定された場合

- ①利用停止とする期間は、保健所の健康観察を受けている期間とする。

# STOP!! 感染拡大

## 飲 食

- 少人数、短時間で
- 家族、いつもの仲間と
- 席の配置は斜め向かいに
- 会話時は必ずマスクを
- 食器の共有はしない



## 県境を越える往来

- 「緊急事態宣言」の対象地域との往来を控える
- 感染拡大地域との往来は、移動先の流行状況を確認して慎重に検討する



## 基本的な感染症防止対策 つやまし

つけようマスク



やさしい距離間



まめに手洗い消毒を



しやべらず食事に集中を

